

資金移動業者と銀行の間の 口座連携に係る覚書の条文例 (概要資料)

不正防止に向けた口座連携に係る契約に関する研究会

1. 条文例制定の趣旨

- 2020年9月、悪意ある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等をもとに資金移動業者等のアカウントへ資金をチャージすることで不正な出金を行う事象が複数発生した。
- 資金移動業者等のアカウントと銀行口座との連携に当たっては、両者間の契約締結が必要となるが、今般の不正出金事案の発生を受け、全国銀行協会や日本資金決済業協会による各種ガイドラインが制定されたことも踏まえ、当該契約の手当ての要否等について検討する必要性が生じた。また、その後、金融庁において事務ガイドラインおよび監督指針の改正も行われたところである。
- 契約はあくまでも資金移動業者と銀行の間で個別に定めるものであるが、契約内容に関する論点整理を行い、両者間で共有することは、両者の円滑な連携を進めるためにも有益なものと考えられることから、資金移動業者と銀行が利用者等保護と不正防止の観点で口座連携契約を締結する典型的な場合を想定して、研究会における論点整理を踏まえて、当研究会において当該契約の条文例およびその解説（以下「本条文例」という。）を取りまとめた。
- 本書は、口座振替契約が別途締結されていることを前提に、不正防止や利用者等保護の観点から、資金移動業者および銀行間で追加的に取り決めるべき事項を覚書で締結することを想定している。
- 本書は、当研究会での議論を経て作成された一案であり、本条文例に則り契約を締結することを強制するものではなく、双方の合意に基づき本条文例と異なる条項で合意することを妨げるものではない。

2. 条文例

第1条 目的

第2条 本決済サービスに係るリスク評価等

第3条 不正防止、利用者等保護等

第4条 不正アクセス等発生時の対応

第5条 利用者への補償

第5条の2 利用者ではない被害者への補償

第6条 継続的な情報連携

第7条 免責

第8条 秘密保持義務

第9条 反社会的勢力の排除

第10条 経済制裁への対応

第11条 有効期間

第12条 解約・解除

第13条 権利義務等の譲渡禁止

第14条 準拠法及び管轄

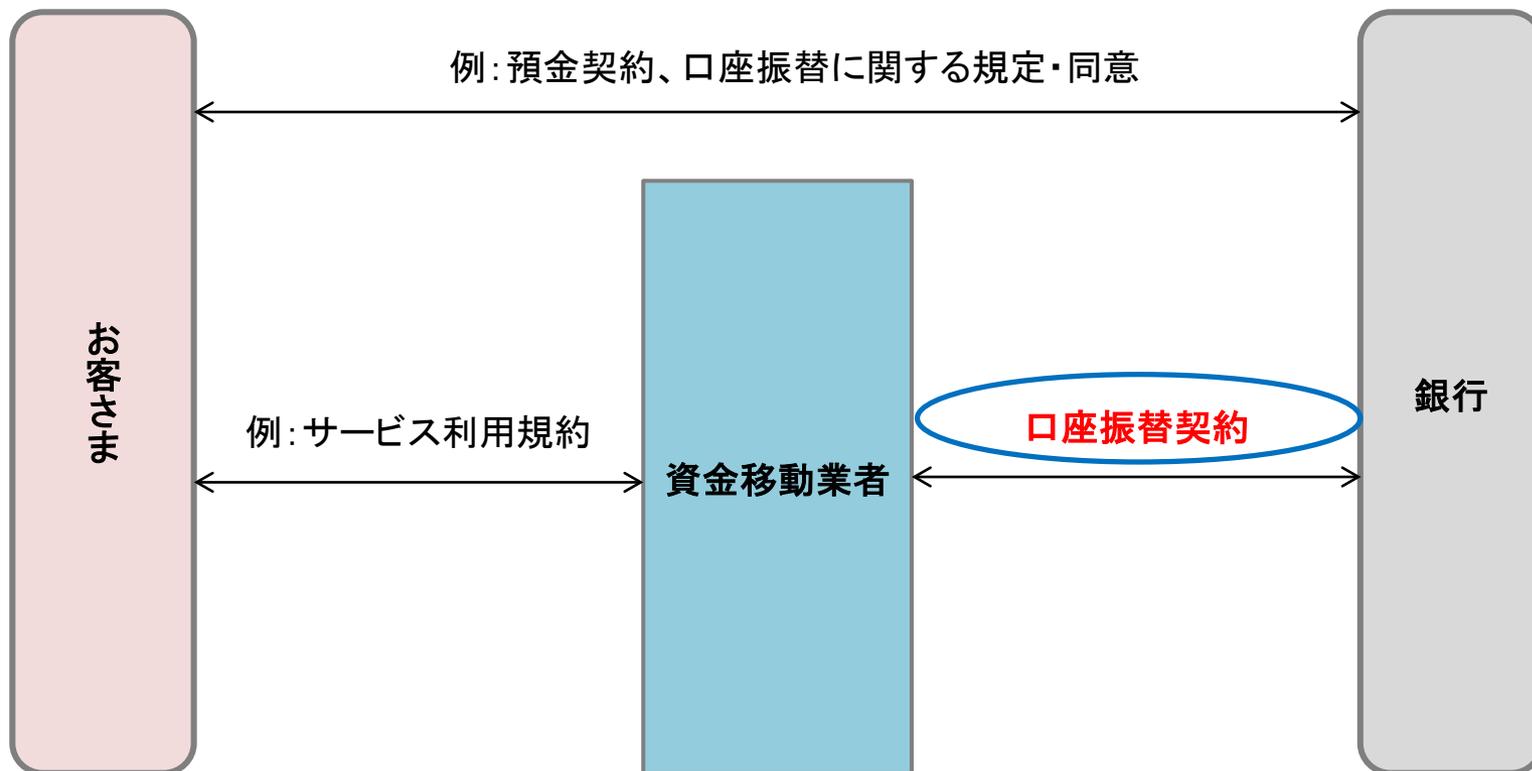
第15条 誠実協議

本条文例では、金融庁の「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、日本資金決済業協会の「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」並びに全国銀行協会の「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」を踏まえ、「資金移動業者等」(銀行口座と連携して利用する決済サービスを提供している資金移動業者、前払式支払手段発行者、電子決済等代行業者等のうち、特にスマートフォン等を用いた利便性の高いサービスの提供を行っている事業者。電気料金、ガス料金、電話料金、水道料金、保険料金、NHK(受信料)、国民年金保険料、各種税金など公金の料金収納に係るサービスを提供する者は除く)と銀行の間での連携を行う際に締結する覚書を想定しているが、このうち資金移動業者と銀行との間で締結する覚書を念頭に置いている。

3. 概要 ①第1条 目的

第1条 目的

→本覚書は、他人のなりすましによる本連携に係る不正取引を防止し、利用者等の保護を図るために資金移動業者及び銀行が行うべき事項を定めることを目的とする。



3. 概要 ②第2条 本決済サービスに係るリスク評価等

第2条 本決済サービスに係るリスク評価等

第1項 資金移動業者の資料提出

→資金移動業者は、銀行が本連携を含む本決済サービス全体に係るリスク評価、資金移動業者の利用者等保護、セキュリティ、顧客管理態勢の確認を行うために必要となる、質問への回答及び関連資料の提出を行う

第2項 銀行の資料提出

→銀行は、資金移動業者が本連携を含む本決済サービス全体に係るリスク評価及び本銀行機能に係る認証方法の確認を行うために必要となる質問への回答及び関連資料の提出を行う

第3項 リスク評価及び検証への協力

→銀行及び資金移動業者は、リスク評価や検証に係る作業について相手方に協力

第4項 銀行による通知

→銀行は、本銀行機能の内容に影響のある変更(認証方法の変更はこれに該当)を行おうとするときは、資金移動業者に対し、当該変更内容を通知

第5項 資金移動業者による通知

→資金移動業者は、資金移動業者の利用者等保護、セキュリティ及び顧客管理態勢に影響のある変更(認証方法の変更、サービス又はビジネスモデルに係る変更はこれに該当)を行おうとするときは、銀行に対し、当該変更内容を通知

3. 概要 ③第3条 不正防止、利用者等保護等

第3条 不正防止、利用者等保護等

第1項 法令等遵守

第2、3項 問合せ窓口

→次ページ(7ページ)において解説。

第4項 第2、3項と異なる取扱い

→次ページ(7ページ)において解説。

第5項 補償の際の連携

第6項 利用者及び被害者の同意

→利用者及び被害者からの苦情、問合せ等の対応のために必要なときは、相手方との情報共有に必要な利用者及び被害者からの同意を得る

第7項 苦情、問合せ等の分析等

第8項 不正検知・顧客管理

第9項 振替依頼データの送信

第10項 識別情報の管理

3. 概要 ④第3条 不正防止、利用者等保護等

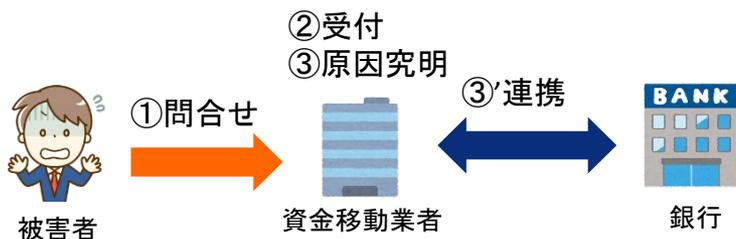
第2、3項 問合せ窓口

第4項 第2、3項と異なる取扱い

- 資金移動業者は本決済サービス等の苦情、問合せ等に対応するため、問合せ窓口を設置。(決済サービスの)利用者及び被害者からの苦情、問合せに適切に対応
- 銀行は本銀行機能に関する銀行の預金者からの苦情、問合せに対応するため、問合せ窓口を設置し、被害者からの苦情、問合せ等に適切に対応。ただし、利用者である被害者からの問合せ等は、資金移動業者に引継ぎ可

1. (決済サービスの)利用者からの問合せの場合 (例: アカウムの乗っ取り事案等の場合)

【資金移動業者受付】

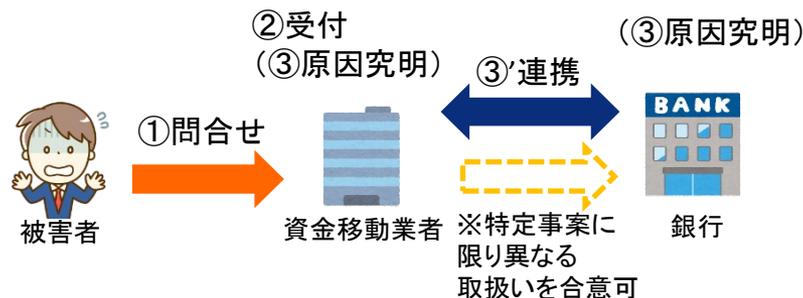


【銀行受付】



2. (決済サービスの)利用者ではない被害者からの問合せの場合(今般の不正出金事案を含む)

【資金移動業者受付】

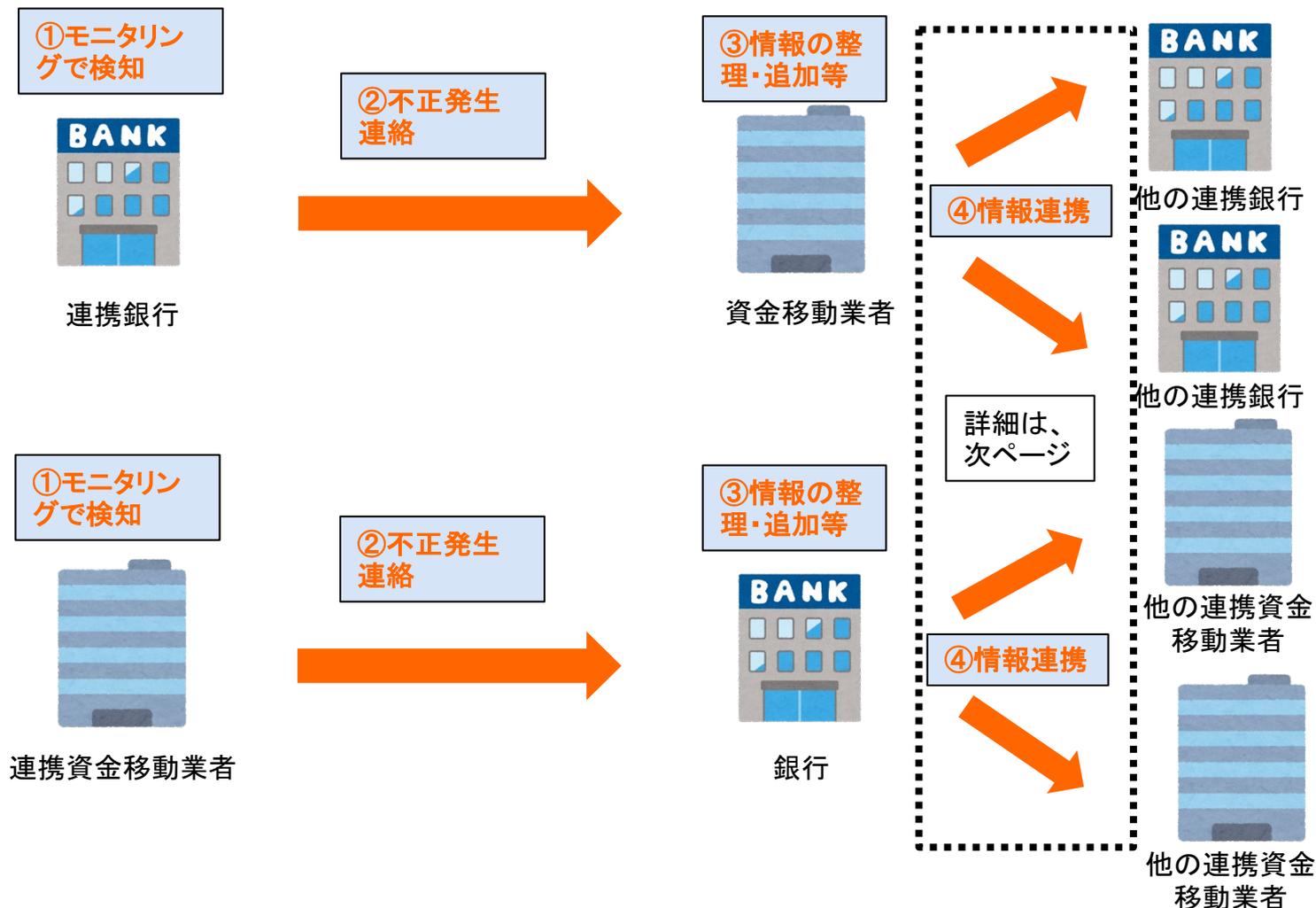


【銀行受付】



3. 概要 ⑤第4条 不正アクセス等発生時の対応

第4条 不正アクセス等発生時の対応



※上記は一例であり、これ以外にも被害者からの問合せによって判明するパターンなども考えられる。

3. 概要 ⑥第4条 不正アクセス等発生時の対応

【前ページ「④情報連携」における対応の概要】

報告対象	①不正アクセス(なりすまし、ハッキング、ネットワークへの不正侵入)、②利用者を識別するための情報の流出・漏洩・改ざん等、③不正アクセス等による資金移動、④②若しくは③の具体的な可能性を認識した場合
契機	当該資金移動業者(当該銀行)が、他の連携銀行(他の連携資金移動業者)においても同様の事案が発生するおそれがあると判断した場合
連携先	当該事案と同様の事案が発生するおそれがあると判断した先(他の連携銀行(他の連携資金移動業者))
報告頻度	即時
報告内容 (※)	①事案の発生した他事業者や他銀行等の名称、②発生時期 ③発覚時期、④発覚の経緯、⑤被害件数・金額、⑥手口 ⑦預金口座からの出金形態、⑧他事業者からの出金形態 ⑨情報流出等の原因、⑩他事業者又は他銀行等の本人確認方法 ⇒原則として個人情報を含めない。ただし、事案の解明や不正防止等のために必要な場合で、個人情報保護法上認められる範囲で当該情報に個人情報を含める場合がある。
報告手段	メール・電話等

(※)必ずしもすべての内容を即時に連絡するのではなく、判明した内容から順次連絡することも想定

3. 概要 ⑦第5条 利用者への補償

第5条 利用者への補償

第1、2項 本決済サービスに関して利用者に損害が生じたとき

- ✓ 資金移動業者は、本決済サービスの利用規約、被害補償規定又はそれらに準ずる規定に従い、損害を賠償又は補償
- ✓ 資金移動業者が賠償又は補償した場合であって、損害が専ら銀行の責めに帰すべき事由によるときは、資金移動業者は銀行に求償可能。損害が双方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、誠実に協議の上銀行と合意した額を銀行に求償可能

(※) 資金移動業者は、以下よりも不利ではない条件及び基準で利用者に補償

補償条件	◇利用者に求める条件： ・資金移動業者又は銀行への速やかな通知、資金移動業者への十分な説明、及び捜査当局への被害事実等の事情説明(真摯な協力) ・虚偽の説明を行っていない ◇その他： ・親族等による払戻しの場合、戦争・暴動等の社会秩序の混乱に乗じた場合でないこと
補償基準	利用者が無過失⇒全額補償。利用者に過失(重過失含む)あり⇒個別対応

3. 概要 ⑧第5条 利用者への補償

第3項

銀行が利用者に生じた損害を賠償若しくは補償する場合



銀行は、本銀行機能に関して生じた損害を賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な理由で判断して本決済サービスに関して生じた損害を賠償若しくは補償した場合、損害が銀行の責めに帰すべき事由以外の事由による場合又はいかなる事由により生じたかが明らかでない場合に資金移動業者に対して求償可能。双方の責めに帰すべき事由による場合は、誠実に協議の上資金移動業者と合意した金額を資金移動業者に求償可能

第4項 資金移動業者と銀行の協力



資金移動業者及び銀行は、利用者に生じた損害の金額、原因の究明等必要な協力を相手方に求めることができ、相手方は実務上可能な範囲において協力

3. 概要 ⑨第5条の2 利用者ではない被害者への補償

第5条の2 利用者ではない被害者への補償

第1、2項 本決済サービスに関して利用者ではない被害者に損害が生じたとき



資金移動業者又は銀行のうち、当事者間での合意により定める者(以下「一次補償者」といい、一次補償者ではない当事者を「他方当事者」という。)は、本決済サービスに関して利用者ではない被害者に生じた損害について、被害補償規定又はそれに準ずる規定に従い、利用者ではない被害者に損害を賠償又は補償

(※)一次補償者は、以下よりも不利ではない条件及び基準で利用者ではない被害者に補償

補償条件	◇利用者ではない被害者に求める条件： ・資金移動業者又は銀行への速やかな通知、資金移動業者への十分な説明、及び捜査当局への被害事実等の事情説明(真摯な協力) ・虚偽の説明を行っていない ◇その他： ・親族等による払戻しの場合、戦争・暴動等の社会秩序の混乱に乗じた場合でないこと
補償基準	利用者ではない被害者が無過失⇒全額補償。利用者ではない被害者に過失(重過失含む)あり⇒個別対応



資金移動業者及び銀行は、一次補償者をいずれの当事者とするか、一次補償者から他方当事者への求償等について別途合意

第3項 資金移動業者と銀行の協力



資金移動業者及び銀行は、利用者ではない被害者に生じた損害の金額、原因の究明等必要な協力を相手方に求めることができ、相手方は実務上可能な範囲において協力

3. 概要 ⑩第6条、第7条

第6条 継続的な情報連携

- ✓ 銀行は、定期的又は必要に応じて、資金移動業者に対し、本連携を含む本決済サービス全体に係るリスク評価並びに資金移動業者の利用者等保護、セキュリティ等のために必要となる報告又は資料提出を求めることが可能
- ✓ 資金移動業者は、定期的又は必要に応じて、銀行に対し、本連携を含む本決済サービス全体に係るリスク評価を行うために必要となる報告又は資料提出を求めることが可能

第7条 免責

- ✓ 両当事者は、天災、労働紛争、停電等の不可抗力により相手方に生じた損害について責任を負わない
- ✓ 資金移動業者は、利用者との間の本決済サービスその他の取引について、本条に定めるものを除き、一切の責任を負うものとし、これに関して銀行に生じた損害を賠償
- ✓ 銀行は、資金移動業者から受信した振替依頼データの正確性を確認する義務を負わない

3. 概要 ⑪その他

第8条
秘密保持義務

第12条
解約・解除

第9条
反社会的勢力の排除

第13条
権利義務等の譲渡禁止

第10条
経済制裁への対応

第14条
準拠法及び管轄

第11条
有効期間

第15条
誠実協議

4. 条文例に関するリンク集

- 一般社団法人全国銀行協会「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」

<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news321130.pdf>

- 日本資金決済業協会「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」

https://www.s-kessai.jp/admin/member/topics_update/images/20201203150004銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン.pdf

- 金融庁事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html>

- 「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」

<https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html>